



2022年11月21日

各位

会社名 テモナ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐川 隼人
(コード番号 3985 東証プライム)
問合せ先 取締役兼執行役員CFO 重井 孝之
(TEL. 03-6635-6452)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年12月23日開催予定の当社第14期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2022年12月23日開催予定の当社第14期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を新設し、あわせて内容が重複する自己株式の取得に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨、及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨を定めること等であります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年12月23日 (金) (予定)
定款変更の効力発生日	2022年12月23日 (金) (予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>

現行定款	変更案
<p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社には、<u>取締役5名以内を置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社には、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名以内を置く。</u></p> <p><u>2 当社には、監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>

現行定款	変更案
<p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印<u>または</u>電子署名する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役に対する報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の数)</u> 第30条 当会社には、監査役4名以内を置く。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第31条 当会社の監査役は、株主総会におい</p>	<p>(取締役会の決議) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役に対する報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>て、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 補欠により就任した監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役に対する報酬等)</u> <u>第38条 監査役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の実任免除)</u> <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u> <u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(選任方法) 第40条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法) 第35条 (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第42条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第36条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の責任免除) 第42条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>(事業年度) 第43条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度) 第38条 (現行どおり)</p>
<p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第44条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又記録され</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>た株主及び登録株式質権者に対して支払う。</u></p>	
<p>(中間配当)</p>	
<p><u>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
	<p><u>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p>
	<p><u>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9月30日とする。</u> <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 3月31日とする。</u> <u>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p>
<p><u>第46条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第41条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第14期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 会社法の一部を改正する法律(令和元</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上